

一者応札等に係る事後チェック様式

担当部局：医政局

物品役務等、公共工事等の名称		高度医療情報普及推進事業		
契約により行う事業の概要		電子カルテ等医療情報システムの連携を進めるため、共通の情報基盤となる用語・コードについて各種マスタの整理及びその普及推進を行うもの。		
契約の状況 (過去3年度)	年度	22年度	23年度	24年度
	契約者名	一般財団法人 医療情報システム開発センター	一般財団法人 医療情報システム開発センター	一般財団法人 医療情報システム開発センター
	契約形態	企画競争	企画競争	企画競争
	応札者数	1	1	1
	支出額(千円)	36,354	36,354	36,354
検証結果		<p>【契約形態・契約条件の妥当性】 委託事業が適正かつ円滑に実施されるために事業者求められる要件は、①関係団体との連携、②情報収集力・企画力及び技術力、③専門的知識・経験を有する人材を確保が可能な者、④標準マスターが常に最新の情報をホームページにて無償で利用者に提供できるよう改訂や維持管理業務が行えること等が挙げられる。 これら要件を満たす事業者が実施することで、医療情報連携を進めるための基盤整備が効果的・効率的に行われるものと考えている。したがって、一定の条件の下で最も優れた企画書を提出して事業者を選定し、委託契約の相手方とする企画競争に基づく契約は妥当である。 【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】 HPへの掲載による周知、入札説明会の実施など、参入促進を図り、競争環境の維持に努めている。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 上記①～④の要件を満たす事業者であれば実施は可能と考える。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">-</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		これまで一者応札となっているものの、複数者の参入が可能な取り組み(周知、説明会)を進めてきたところである。今後も引き続き、事業の紹介・公示の周知について対策をとり、参入促進を図り、競争環境の維持に努める。		

補助金による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局：健康局

支出等の名称		厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究推進事業)		
根拠となる法令等		厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号)		
支出を受けて行う事業の概要		厚生労働科学研究(エイズ対策研究)を支援するため、①外国人研究者の招へい、②外国への日本人研究者の派遣、③外国の研究機関等への調査研究の委託、④若手研究者の育成活用、⑤研究成果・エイズに関する知識等の普及啓発に係る事業を遂行することにより、厚生労働科学研究の推進に資することを目的とする。		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	財団法人 エイズ予防財団	財団法人 エイズ予防財団	公益財団法人 エイズ予防財団
	支出額(千円)	364,000	269,467	234,293
検証結果		<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>本事業の内容である研究成果・エイズに関する知識等の普及啓発や若手研究者の育成活用等を行うにあたっては、エイズに関する医学的な知見、これまでのエイズ対策の経緯、患者の感情等に対する深い見識を有しており、かつ国内のエイズ研究者等の情報を詳細に把握していることが重要な要素であることから、エイズ対策が開始された当初から事業を行っている当財団が継続して実施する必要があると考える。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>本事業を実施するにあたっては、エイズに関する医学的な知見や、これまでのエイズ対策の経緯、患者の感情等に対する深い見識を有しており、かつ国内のエイズ研究者等の情報を詳細に把握していることが重要な要素であることから、エイズ対策が開始された当初から事業を行っている当財団が継続して実施することが効果的であると考えます。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本事業を実施するにあたっては、エイズに関する医学的な知見や、これまでのエイズ対策の経緯、患者の感情等に対する深い見識を有しており、かつ国内のエイズ研究者等の情報を詳細に把握していることが重要な要素であることから、エイズ対策が開始された当初から事業を行っている当財団が継続して実施することが必要であり、他の主体による実施は不適當である。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>他の主体による実施は不適當であることから、競争的な選定も不適當である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		本事業は、エイズに関する医学的な知見や、これまでのエイズ対策の経緯、患者の感情に対する深い見識を有しており、かつ国内のエイズ研究者等の情報を詳細に把握していることが重要な要素であることから、エイズ対策が開始された当初から事業を行っている当財団に引き続き事業を実施させることが適當であると考えますが、今後とも必要に応じて事業内容等を見直し、事業の効率化に努めていく。		

補助金による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局：健康局

支出等の名称		厚生労働科学研究費補助金(肝炎等克服緊急対策研究推進事業)		
根拠となる法令等		厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号)		
支出を受けて行う事業の概要		①外国人研究者の招へい、②外国への日本人研究者の派遣、③外国の研究機関等への調査研究の委託、④若手研究者の育成活用、⑤研究成果・肝炎に関する知識等の普及啓発に係る事業を遂行することにより、厚生労働科学研究の推進に資することを目的とする。		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	財団法人 ウイルス肝炎研究財団	財団法人 ウイルス肝炎研究財団	公益財団法人 ウイルス肝炎研究財団
	支出額(千円)	26,482	18,537	14,830
検証結果		<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>ウイルス肝炎研究財団は、肝炎等克服緊急対策研究推進事業の実施を通じて、国内の肝炎研究及び研究者の詳細な情報を蓄積している。また、平成19年度より、肝炎に関する相談事業や、相談員の養成事業を行っており、肝炎に関する最新の医学的知見や肝炎患者の心情に対する深い見識を有している。 肝炎研究の推進や研究成果の普及啓発に資する当事業を行うにあたっては、これらの知見が必要不可欠であることから、当財団が継続して事業を行う必要があると考える。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>国内の肝炎研究及び研究者の詳細な情報を蓄積し、肝炎に関する最新の医学的知見及び肝炎患者の心情に対する深い見識を有している当財団が継続して事業を行うことが効率的であると考えられる。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>国内の肝炎研究及び研究者の詳細な情報を蓄積し、肝炎に関する最新の医学的知見及び肝炎患者の心情に対する深い見識を有している当財団が継続して事業を行うことが適当であり、他の主体による実施は不適當である。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>他の主体による実施が不適當であることから、競争的な選定も不適當である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		国内の肝炎研究及び研究者の詳細な情報を蓄積し、肝炎に関する最新の医学的知見及び肝炎患者の心情に対する深い見識を有している当財団に引き続き事業を実施させることが適当であると考えられるが、今後とも必要に応じて事業内容等を見直し、事業の効率化に努めていく。		

補助金による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局： 社会・援護局障害保健福祉部

支出等の名称	障害者対策総合研究推進事業			
根拠となる法令等	厚生労働科学研究費補助金公募要項等			
支出を受けて行う事業の概要	障害者対策総合研究事業を推進するため、外国人研究者の招へい、若手研究者の育成、研究成果の普及啓発等の事業を実施する。			
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	日本障害者リハビリテーション協会 長寿科学振興財団	日本障害者リハビリテーション協会	日本障害者リハビリテーション協会
	支出額(千円)	29,584千円	21,747千円	17,728千円
検証結果	<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>障害者対策総合研究推進事業は、障害者対策総合研究事業における採択課題の研究を支援するため、外国人研究者の招へい等の事業を行うものであり、支援の対象となる研究の多くは複数年での研究となっていることから、継続的に事業を実施する必要性がある。日本障害者リハビリテーション協会においては、事業の実施に係るノウハウがあり、国際障害者リハビリテーション協会に加盟し、外国の研究者との強いパイプを持つなど、事業の実施体制が確立されている。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>支援の対象となる障害者対策総合研究事業における採択課題の多くが複数年での研究となっており、障害者対策総合研究推進事業を継続的に実施することで研究への理解度が高まり、より充実した支援を行うことができる。日本障害者リハビリテーション協会においては、当事業の実施体制が確立されており、継続的に実施することでさらなる成果が期待できる。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>事業目的を効果的に達成するためには、事業主体が国内外における障害者対策に係る調査研究に精通し、国際的な連携を図ることができる体制を確立している必要がある。事業主体として十分な適格性、実績等を有しているものであれば、他の主体による実施の可能性はあるが、現時点においては、厚生労働省では該当する主体を把握していない。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>事業主体が頻繁に変更されることとなった場合には、事業の目的が効果的に達成されなくなることも考えられ、支援を受ける研究者の側においてデメリットが生じる可能性がある。</p>			
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	平成23年度に公募を実施した結果、現在の事業主体は日本障害者リハビリテーション協会一団体となっているが、他の主体においても十分な適格性等を有している可能性は否定できないため、公募等のプロセスにより事業の透明性を確保していくこととする。			